

一九世紀の沖縄士族社会における祖先の発見：「玉城大城由来記」の分析を中心として

安達, 義弘
福岡国際大学 : 学長

<https://doi.org/10.15017/20590>

出版情報 : 法政研究. 78 (3), pp.419-452, 2011-12-20. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

一九世紀の沖縄士族社会における祖先の発見

——「玉城大城由来記」の分析を中心として——

安 達 義 弘

序

第一章 時代背景

第二章 資料について

第三章 内容整理

一 序

二 玉城王および玉城城について

三 麻姓系祖普蔚公先元祖由来

第四章 考察

結

序

近世期の琉球王国は、支配階層としての士族と被支配階層としての百姓によって構成されている身分制社会であった。そしてその琉球王国における身分制度の要となる制度物が王府公認の系図であった。この王府公認の系図による身分体制が成立するのは、一八世紀の後半期になってからである。それは、薩摩島津氏による琉球入り（一六〇九年）を契機に衰微した琉球王国の再建に努めた三司官羽地朝秀が、一六七〇年、諸士に対して系図の提出を求めたことに端を発し、一六八九年、王府に系図座が設置されることによって、琉球王府の身分制度として完成する。これによって、琉球社会は王府公認の系図を持っている士族（系持ち）と公認系図を持たない百姓（無系）に分化することになる。したがって、琉球王府の士族にとっては王府公認の系図が自身の士族としての身分を保障してくれる制度物となる。王府公認の系図は中国の家譜に倣った形式が採用され、系図の形式とともに、中国的な祖先祭祀も士族社会に導入される。中国の祖先祭祀は本来は儒教に基づいた祭祀であるが、琉球ではそれが伝統的な女性の宗教的職能者と結びついて、独自の方向に展開する。

一九世紀の琉球社会は大きな変動の中に巻き込まれていく。それは西洋からのインパクトによる変動であり、日本本土における幕末から明治維新への移行に連動した変動であり、さらには自然災害や疫病などの度重なる発生に伴う変動である。とくに、琉球王府の消滅と日本への編入は、士族層にとっては自己のアイデンティティの存亡に関わる激変であった。

そのような中、一九世紀の琉球士族層の間で、新たな祖先の発見が行われる。本稿が目指すのは、その一九世紀の士族層における新たな祖先の発見が、具体的にどのようなように行われるのかを、事例に即して明らかにすることである。当時の士族層がどのような祖先観を持っていたのか、新たな祖先の発見が、何を契機に、何が問題とされ、どのような経過

を経て行われているのか、などを明らかにしたいと考えている。筆者にとつてとくに興味があるのは、第一に、一九世紀の士族社会における祖先発見の契機や動機や論理、あるいはその過程が、現在の沖縄でもユタ的職能者の主導のもと行われている「ジジタダシ（筋正し）」（祖先との乱れた系譜関係を直すこと）と類似している点である。第二には、新たな祖先の発見が、特殊な系統の士族において、特殊な人物に導かれて行われるという点ではなく、むしろ琉球の代表的な士族門中において、門中全体が取り組むべき事柄として行われているという点である。そして第三には、新たな祖先の発見に沖縄伝統の宗教的職能者が深くかかわっている点である。伝統的職能者とは、琉球王府の宗教体制であるノロ制度の末端にいる地域のノロであり、門中の神役であるクディである。これらの宗教的職能者は女性であり、霊的能力を有している場合が多いが、彼女たちへの祖先からの「知らせ」が新たな祖先発見の契機になっている場合が多い。一九世紀の琉球士族社会は、神役が宗教的な行動を起こせば、門中全体がそれに呼応して動くという状況が存在していたように思われる。これも、現在の沖縄におけるユタ的職能者の社会的影響力と類似しているようにも思えてくる。

第一章 時代背景

本稿で使用する資料は、琉球王府の士族の系統をひく家系に伝えられている祖先の由来記である。資料の詳細は後述するが、その表紙の右上に、祖先由来記が作成された時期と思われる「同治年中」という中国年号が記されている。琉球王府時代は、公式には中国の年号が使用されていたが、同治の年号が使用される期間は一八六二年から一九七四年までの一三年間である。その期間は、日本本土においては、徳川幕府から明治政府へと政権が移譲される激動の時代である。したがって、薩摩の実質支配下にあった琉球王府および琉球社会も、独立王国の体裁は保持していたにしろ、その影響を受け、あるいは運動して、激しく揺れ動いていた時期である。そこで、本稿で分析資料として利用する祖先由来

記が作成された社会背景を明らかにするために、琉球社会が、その同治年間を含む近世末から近代初頭にかけて、どのような状況にあったのかを概観しておこう。

第一に取り上げるのは、琉球を含むアジア全体の潮流である。世界に先駆けて近代化をスタートさせたのは西洋社会であるが、一九世紀に入ると、近代化の成果による圧倒的に有利な条件を備えた西洋諸国が、政治的覇権と経済的利益を求めて、東アジア諸地域に進出してくる。そしてやがて武力を背景とした西洋諸国の多様なしかも性急な要求は、東アジア諸国にとっては脅威となる。西洋諸国の脅威が現実のものとなる最初の大事件が、アヘン戦争（一八四〇～四二）による中国の無残な敗北である。一九世紀に入っても、中国は東アジア世界の盟主と自他ともに認めていたからである。アヘン戦争の結果は、東アジア諸国を震撼させ、東西の格差がいかなともしたがたいほどに広がっていることを自覚させた。それは、琉球王府にとっても例外ではない。むしろ、琉球王府の場合は、中国の冊封体制下に入っていただけに、アヘン戦争による中国敗北の衝撃は大きかったに違いない。

西洋諸国にとって琉球に対する政治的・経済的野心はそれほど大きくなかったようであるが、琉球を東アジア諸国進出の足掛かりとするために、多くの西洋諸国の船舶と西洋の人々が琉球を訪れ、あるいは滞在した。たとえば、フレデリック・ピーチー船長率いる英国船プロツサム号が那覇港に寄港したのは一八二七年のことである。プロツサム号は、本来は北方のベーリング海峡や北太平洋の海域調査を任務とするものであったが、南太平洋地域や中国沿岸へも航行している。那覇では九日間滞在し、那覇の地方長官や地元の人々と交流し、琉球の風俗、言語、制度などの観察を行った。アヘン戦争直後の一八四三年から四五五年にかけては、エドワード・ベルジャー船長率いる英国軍艦サラマン号が宮古・八重山地域で土地測量や動植物の採集を行った。このサラマン号は、アヘン戦争の戦勝国である英国が東アジア海域を調査するために派遣した調査船であり、石垣島や那覇港にも寄港している。デュ・プラン船長率いるアルクメーヌ号が和親交易とキリスト教の布教を求めて那覇港に寄港するのが一八四四年である。宣教師フォルカードは、この船で琉球

に來航し、琉球側の拒否にもかかわらず天久の聖現寺に二年間滞在したが、厳しい監視のもと、彼の念願であった琉球におけるキリスト教布教は果すことが出来なかつた。英国船スターリング号が、英海軍軍人琉球伝道会のプロテストント宣教師ベッテルハイムを伴って那覇に來航するのが一八四六年である。ベッテルハイムも琉球側の滞在拒否を押し切って上陸し、波上の護国寺に八年間滞在する。先のフォルカード同様、ベッテルハイムもキリスト教の布教は困難を極めるが、医術の普及には一定の成果を上げることが出来た。彼は琉球滞在中、聖書の琉球語訳にも取りくんだ。一八五二年には、米国船ロバート・バウン号が石垣島の沖合いで座礁し、乗っていた中国人三八〇人と米国人一人が石垣島に上陸するという事件がおきた。これは、黒人奴隸解放によって労働力不足に陥った米国が、黒人奴隸に代わる労働力として中国の苦力を調達しようとする過程で生じた事件であつた。バウン号は、中国人苦力四一〇人を乗せて、中国のアモイを出港しカリフォルニアに向かつたが、台湾東方の海上で苦力の暴動が発生し、ブレイスン船長以下七人の乗組員が殺害された。その騒動によって石垣島沖で座礁したのであつた。石垣島に上陸した苦力と米国人については、その後二回に渡つて英米による搜索が行われ、多くが逮捕されたが、島内で自殺や餓死などによって死亡した者も一二人に上つた。米国海軍提督ペリーが米国東インド艦隊を率いて那覇に寄港したのは、一八五三年と五四年の徳川幕府との開国交渉の前後のことである。彼は一八五二年、日本開国交渉のための特命全權大使に任命され、その任を受けて日本に向かう。そして、一八五三年の徳川幕府との最初の交渉の前に那覇に立ち寄り、那覇から江戸へ向けて出航する。交渉後も那覇に立ち寄り、米国へは戻らず、中国沿岸で越冬する。翌一八五四年の幕府との二回目の交渉の前にも那覇に立ち寄り、そこから江戸に向かつて出航する。幕府との間で日米和親条約の締結に成功したペリーは、その帰途も琉球に立ち寄り、琉球王府との間で琉米修好条約を締結するのである。

一九世紀には、これ以外にも多数の西洋諸国の船舶と西洋の人々が琉球を訪れるが、このようにして、本稿で取り上げる祖先由来記が作成された十九世紀後半期の琉球は、西洋発の近代化の大きな潮流の中に巻き込まれながら揺れ動い

ている時代であった。

第二に取り上げるのは、当時の琉球を取り巻く政治的状況である。本稿で取り上げる祖先由来記が作成された頃は、日本本土では徳川幕府から明治政府へと政権が移行する時期にあたっており、その日本本土の大きな政治の動きにもなつて琉球にも大きな政治の波が押し寄せてくる。すなわち、大政奉還後の一八七一年、廃藩置県により薩摩藩は鹿児島となるが、それに伴い琉球の管轄も鹿児島県に引き継がれる。しかし、翌一八七二年、明治政府は、鹿児島県を通じて琉球に維新慶賀使の派遣を要求し、それに応じて来朝した琉球使節に対して、琉球藩を設置して琉球国王尚泰を琉球藩王とし、華族に列するという方針を琉球に伝えた。それにともなつて、琉球藩の事務は鹿児島から外務省の管轄下に置かれ、琉球藩の外交権も停止され外務省に移管されることとなる。この政策によつて琉球王国は国家としての機能を停止することとなる。そして、政府の施策を琉球藩に伝達するために那覇に外務省出張所が設置される。外務省出張所を通じて出される政府の施策は、琉球が日本政府の管轄下にあることを内外に示すための施策であり、国旗掲揚の義務、政府の刑法に基づいて裁判を行う義務、琉球王国が諸外国と締結した条約書の提出義務、琉球の最高官職である摂政・三司官任免について政府の許可を得る義務などであった。一八七四年になると、琉球藩の管轄は外務省から内務省に移され、それに伴つて、那覇に内務省出張所が開設されることとなる。これは、政府が琉球を外国としての取り扱いから内国としての取り扱いへと変更したことを意味する。一方、東京には、一八七三年、琉球藩の東京在番が設置され、政府との折衝が行われることとなる。

以上のような移行的施策を踏まえて、一八七九年、琉球における廃藩置県が行われることになる。それまで琉球藩の藩庁は、琉球王府の統治機構を受け継いで首里城内に置かれていたが、一八七九年三月、政府処分官が首里城に入り、琉球藩庁の首脳に対して、廃藩置県の実施、尚泰王の上京、全権限の政府移管を伝えた。それに伴い、内務省出張所に替わつて沖縄県庁が設置された。これによつて琉球王府の政治の中核でありシンボルとして存在し続けてきた首里城の

政治的機能が停止し、琉球王府は実態として解体された。そして、同年四月、政府は琉球藩を廃して沖縄県を置くことを全国に布告した。

この政府の処分断行に沖縄は揺れた。とくに大きかったのは士族層の抵抗であった。彼らは新しい沖縄県政に協力しないという不服従運動を展開することによって抵抗した。また沖縄出身の役人たちは職務を拒否することによって抵抗した。さらには、彼らは旧王府には従うけれども、日本政府には従わないという態度を取ることによって抵抗した。

本稿で取り上げる祖先由来記が作成された頃、沖縄社会は政治的にはこのような状況であった。とくに、この一連の政治的状況のなかで動揺をきたしたのは士族層であった。それは、彼ら士族たちの存在の基盤であり、彼らのアイデンティティを保障し、正当化してくれるはずの琉球王府が崩壊したからにはかならない。

第三に確認しておきたいことは、この時期も琉球列島は自然災害や疫病の流行に悩まされていたということである。たとえば、前述のプロツサム号が来航した一八二七年には、四年連続の飢饉で三〇〇人以上の餓死者を出し、琉球王府から粥が支給された。一八三二年には、暴風と干ばつにより三五〇人以上の餓死者と疫病死者が出た。一八三五年と一八三八年には八重山地域で風疹と疫病が流行し、二五〇人以上の人々が亡くなった。一八四四年には、宮古島で、暴風のため二〇〇戸以上の家屋が倒壊した。一八四七年には、八重山地域でまたも麻疹や疫病が流行した。一八五二年には、宮古島で大飢饉が発生し、三〇〇人余の死者を出している。一八六六年には宮古島に麻疹が流行し、沖縄本島から医師が派遣されている。

このような自然災害や疫病の流行は、大小合わせると、琉球列島各地でしばしば生じており、琉球処分が行われた一八七九年には、コレラの大流行によって、琉球列島の人口が三万人余という状況の中で、患者一万人以上、死者六〇〇人以上という未曾有の大惨事が生じている。つまり、ここで取り上げる祖先由来記が作成された当時の琉球社会では、このような厳しい状況のなかで日々の生活が営まれていたのである。このように、琉球各地で疫病や自然災害が発

生するために、人々は生存そのものが脅かされていたということである。

以上のように、欧米諸国の東アジア地域への本格的な進出が進行する中、琉球にも多くの西洋船舶と西洋人が訪れるようになる一方、琉球王府を取り巻く政治状況も急速に変化し、やがて、琉球王府そのものの消滅、そして明治日本の領土および国家体制の一部へと組み込まれていくという事態が進行し、さらには琉球各地で自然災害や疫病が発生するという状況の中、当時の琉球社会に暮らす人々にはどのような事態が進行していたのだろうか。ここでとくに指摘しておきたいのは、琉球人としてのアイデンティティの動揺である。とりわけ、琉球王府の身分制度によって自分たちの支配階層としての身分が保障されていた土族階層の動揺はより一層深刻だったと思われる。琉球王府の消滅とともに、自己のアイデンティティの基盤を失うことになるからである。

第二章 資料について

本稿で分析の対象とする「玉城大城由来記」(以下、「由来記」と記す)は、麻氏宗家である田名家に伝来されてきた文書の一つである。⁽¹⁾麻氏は、儀間村を拠点として勢力をのびし、やがて宗家が首里に進出するという家系で、琉球王府の名門士族の一つである。この家系の第六代目には、儀間真常がいるが、彼は「沖繩産業の恩人」として、芋を中国から沖繩にもたらした野国総官および三司官として琉球発展に尽くした蔡温とともに護国神社に祀られている人である。麻氏門中には、本稿で使用する「玉城大城由来記」以外にも、多数の歴史文書が保管されており、中でも文書資料が極端に少ない古琉球時代の辞令書三二葉は「田名家文書」として国の重要文化財の指定を受けている。

「玉城大城由来記」は、麻氏の王府公認の系図に記載されている系祖以前の祖先の由来をまとめたときとされるものである。同資料は、田名真之の解説によると、何人かの門中関係者によってまとめられたものとされ、その制作年代は、表

紙には「同治年中」（一八六二〜一八七四）とあるが、実際は、それよりも少し下った一八九二年から一九〇四年にかけての頃までの内容が盛り込まれているようである²。したがって、「同治年中」というのは、同資料の制作開始の時期を示しているように思われる。

同資料は、麻氏の祖先に関する歴史的事実の確認というよりも、当時の士族社会で、祖先の由来に関するどのような伝承が存在したのか、門中の中で誰がどのような行為により影響力を示していたのか、また、それらの伝承や発言に対して、門中としてどのような評価判断が下され、行動されたのか、門中全体としてどのような志向性が表れているのか、といった問題を考えるのにきわめて興味ふかい内容を含んでいる。

本稿では、この「玉城大城由来記」の中の、麻氏の始祖普蔚のさらに上代の祖先を辿っていく前半の部分に焦点を当てる。

第三章 内容整理

一 序

「序」では、「由来記」作成の動機について記されている。まず、従来の問題点として次の四点を指摘している。すなわち、第一には、麻氏の系祖である大城按司普蔚、その上の先祖である大城世主大城按司、さらにその上の先祖である玉城世主玉城按司について、詳細なものがあるけれども、これまでは由来記もないので、格別な伝承も次第に失われてきているようにみえる。第二には、適正な証拠があることについても、あちこちに散在していて、一紙にまとめられないので、一体のことも統一的に知ることができない。第三には、証拠もない場合は、由来を聞かなければ詳しい事

情が分からない。第四には、いま格別な伝承や証拠があることも失くして、ついには追孝の支障にもなりかねない。以上のような問題を解消するために、この機会に、伝承されてきているものの概要を整理しておくこと記されている。

つまり、この「由来記」作成の目的は、麻姓の系祖である大城按司普蔚、およびそれ以前の祖先に関して伝えられて来ているものを整理し、まとめておくことにあると述べている。そしてその系譜は、大城世主大城按司、そしてさらにそれ以前の玉城世主玉城按司へと遡られようとしている。玉城世主玉城按司とは、英祖王統の玉城王のことである。したがって、「序」の内容は、麻姓門中の系譜が系祖からさらに上の祖先を求めて英祖王統の第四代目玉城王へと遡られようとしているということを予想させるものである。

二 玉城王および玉城城について

「由来記」において最初に取り上げられているのは、この「由来記」のなかで、最終的に辿ろうとしている玉城王、およびその居城と伝えられている玉城城についてである。玉城城の由来に関して、「由来記」には、伝承として次のように記されている。すなわち、「玉城々ハ玉城世の主玉城按司御殿御立之時築せられたり、且右按司ハ玉城王也、御長子ハ大城々被為懸御次男ハ玉城々被為懸也」と記されている。つまり、玉城城は玉城世主玉城按司の時代に築かれた。玉城按司とは玉城王のことであると述べ、さらに続けて、玉城王の長男は大城城に関わり、次男は玉城城に関わっていると伝えられているというのである。加えて、玉城村には按司系統の普天間という家系があり、そこで祀られている神位は、次男玉城按司の神位と言われているとも記している。

(1) 玉城城の和理御墓について

玉城城内の墓に関して、「由来記」には、次のように記されている。すなわち、玉城の墓は俗に「和理御墓」と呼ばれており、麻氏門中が拝みを行う墓である。しかし、この墓は、麻氏門中が前々から拝んできた墓ではなく、咸豊年間（一八五二～一八六一）に、門中の神役であるにクデイに託宣（「付而仰す」）があり、それを契機に拝み始めたものであるとも記している。つまり、この墓は、近世末期の十九世紀後半に、麻氏門中の祖先の墓として新たに発見された墓であり、発見の契機は、門中の神役への祖先からの知らせであるというのである。また、この墓について、七〇余歳になる玉城の神役ノロに詳しく尋ねると、この墓は、次男系統より上の代の祖先の墓で、田名門中が拝むべき墓であるが、これより先の方にある墓は次男系統の墓であり、田名門中が拝むべき拝所ではないということであるとも記されている。このような記述から、田名門中が拝むべき祖先と拝むべきでない祖先との仕分け、すなわち「シジタダシ（筋正し）」が行われていることもうかがえる。

「由来記」によると、その次男系統の墓には、内部に厨子甕一器が安置されており、骨は一体分が納められているようである。その厨子甕は琉球焼であり、仔細を尋ねると、以前は骨がそのまま埋葬されていたが、道光年間（一八二一～一八五〇）に幹氏の宮城能通という人が寄進したということである。

このように、「和理御墓」と呼ばれている玉城城内の墓は、麻氏門中が昔から代々拝んできた墓ではなく、門中神役であるにクデイへの託宣や地元の神役である玉城ノロの伝承に基づいて、一九世紀後半期に発見され、拝み始めた墓である。「由来記」にはその点について、「玉城表の御墓ハ前代より拝ミ来候所ハ無之、且御在城の御御墓与可被苑所も無之、仍而玉城表御墓の拝めハおくて江之仰す又ハ祝女の伝に基き拝め候也」と記されている。言い換えると、麻氏門中では、十九世紀の後半期までは、玉城城内の和理御墓が自分たちの祖先に縁のある墓所とは認識されておらず、したがって祖先祭祀の対象ともなっていないかったということである。

(2) 玉城城の次男系統の墓について

玉城城の次男系統のものと判断された墓について、「由来記」は次のように記している。すなわち、この墓は、いまは赤田村の幹氏宮城の門中が拝んでいるということなので、そちらに尋ねてみると、次のような話を聞くことができた。道光年間（一八二一～一八五〇）に、幹氏宮城の門中のクデイに託宣があり、門中の人々がクデイに導かれて墓に行ってみると、墓の形はなく、岩の合わせ目の内側の広い所に遺骨が安置されており、概して四、五人分と思われる遺骨が存在していた。しかし、自分たちの祖先の墓所であるという証拠となるものもないので、門中の人々は疑心を持ち、どうしたものかと思案していたところ、当のクデイが、証拠はあるのでしばらく待つようという託宣があったと言う。しばらくすると、五、六〇歳の老人がやってきて、あなたたちはこの墓の子孫ですかというので、クデイが、そうだと答えた。すると、その老人は金の簪四本と輪の貫玉一つを懐中から取り出して、私がこの墓から拾い出して持っていたが、あなたたちが本当に子孫であるならお請け取りくださいと言った。するとクデイが、あなたが持ってきて子孫に渡そうとするのは良いことです、しかし、なぜ一本の簪は渡さないのでですか、あなたは何かの器の中に入れていますが、私の言葉は当たっていませんか、と言った。すると、老人はこの言葉を聞いて大いに驚き、罪を謝罪し、簪を取つて渡した。

門中の人々がその簪を調べてみると、簪は全部で五つ、そのうち一つは男性用簪、四つは女性用簪であった。このようなことがあったので、門中で協議して厨子甕を寄進し、遺骨を合葬して安置し、門の積み石なども整え、掃除して拝み始めた。そして、簪と輪の貫玉は相談の上で按司系統の普天間家に保管させた。

「由来記」には、赤田村の幹氏宮城の門中の人から以上のような話を聞くことができたことと記されているのである。幹氏宮城の門中の人々にとって、金の簪四本と輪の貫玉一つが発見されたことが、なぜ自分たちの墓であるという証拠となるのかは理解しがたいが、しかし、幹氏宮城の門中の人々はそれを契機に、玉城城の次男系統の墓を自分たちの祖先

の墓として拝みを始めたというのである。

そしてさらに、その時の幹氏門中のクデイへの託宣によると、幹氏宮城の門中が拝んでいる墓は次男系統の墓であり、和理御墓は上の代の若按司の墓ということであつたと記されている。

したがって、玉城城にある墓の系統に関して、麻氏門中のクデイ、玉城ノロ、幹氏門中クデイのそれぞれに系統の異なる三人の神役によって判断が下され、しかも、その判断内容は、次男系統の墓とそれより上の代の墓との区別に関して、三人の結論が一致したということが示されている。当時の土族社会では、祖先の事に関する判断において、門中の神役にしろ、地域の神役にしろ、神役が大きな影響力を持つていたことがうかがえる。また、神役への託宣（祖先からの知らせ）が影響力を持つていたこともうかがい知ることができる。

(3) 玉城城と玉城王との関係について検討

「由来記」では、次に、「評論」という表題のもと、玉城城が玉城王の時代に築かれたという伝承が妥当なのかどうかという点について、『王代記』に基づいて、次のように検討されている。

玉城王は、英慈王（英祖王統第三代目）の四男であり、一歳で玉城に封ぜられ玉城王子と称した。後に王位を継承したので玉城王と奉られるが、その時に玉城城が築かれたように思われる。当国では、石垣は昔からあるけれども、上積みは英祖王（玉城王の三代前）、大成王（玉城王の二代前）の時代頃から盛んになったという。築城については石垣を上積するので大金を要し、公儀によらなければ不可能である。墓の上積は英祖王墓から始まり、城の上積は知念玉城から始まるのと伝承がある。そのような点や時代状況を考え併せると、玉城城は玉城王が玉城按司であつた時に築かれたという伝承は正しいように思われると記している。

以上のように、「由来記」は、玉城城の築城について、時代状況と石の上積技法の定着に関する伝承に基づいて、玉

城王の時代に築かれたものと結論づけられている。

(4) 和理御墓について検討

「由来記」において、「評論」という表題のもと、第二に吟味されているのは、麻氏門中が拝むべき所と判断された和理御墓が、玉城王が玉城按司の時代に築かれた葬送の本墓と言えるのかどうかという点である。まず、この墓について、麻氏が昔から拝んできたのではなく、麻氏の宮城家が道光年間（一八二一〜一八五〇）の初めに、そして田名家は咸豊年間（一八五一〜一八六一）から拝み始めたということが改めて確認されている。そのうえで、次のように検討されている。

その墓は高い坂の上に築かれ、墓への上り道を整備するためには、作業人が、一つの間切り分ほども出なければできないほどなので、在城し城主として権勢を揮っているときでなければ不可能である。したがって、和理御墓は玉城按司の時代に築かれた墓と思われると結論づけている。

次に、その和理御墓が具体的に誰の墓であるのか、あるいは、どのような特徴をもった墓であるのかという点に関して、「由来記」では、さらに次のように検討している。

玉城ノロの伝承によつて考えると、和理御墓が誰の墓であるのかという点に関しては、玉城系祖按司の墓、その夫人の墓、あるいは夭夭した御子の墓の三通りの可能性がある。また、宮城の門中のクデイによると、次男系統より前の時代の若按司の墓ということである。果たしてどちらの判断が正しいのかと疑問を呈し、その点に関して、「由来記」では、この和理御墓は本墓ではないようであると判断している。その理由として述べているのは以下のとおりである。すなわち、第一に、墓があまりに高い坂の上に築かれているので、葬送に不便で、遺体を吊り上げて埋葬しなければならぬのが疑問点である。第二に、本墓であれば後の葬送のためを考えて、場所や墓穴の位置などをうまくいくように調

整するはずであるが、そのような配慮がないのが疑問点である。第三に、墓とそこへの上り道が整備されていないのが疑問点である。第四に、大城御轎の墓を参考に推察すると、昔の風俗では按司の葬送は乗り物を用いる祭式と思われるが、和理御墓の場合は墓穴が小さく狭いので乗り物を用いる祭式ができないのが疑問点である。

以上の疑問点を指摘したうえで、和理御墓は、玉城系祖按司の墓ではなくて、玉城系祖按司の在城の初期に、天天あるいは夫人が早死したために早急に築いた墓のように見えると判断している。しかしこのように判断してしまうと、麻氏が、一九世紀にはいつて、祖先の墓として祭祀を始めたという先の事実と齟齬をきたすことになる可能性がでてくる。その点が気にかかったのか、「由来記」では、その判断に続いて、「乍然愚見の及ハさる所あらん事を恐る、専見ル人の明弁あるを希候也」と付け加えている。

(5) 玉城城の次男系統の墓について検討

「由来記」において、「評論」という表題のもと第三に吟味されているのは、和理御墓より先のほうの墓が、玉城ノロの伝承どおり、次男系統の墓なのだろうかという点である。この点に関して、「由来記」では、次のように検討されている。

昔の風俗では、墓の門口はすべて三尺ほど石を積上げるが、この墓は、岩の合わせ目の自然のままのところ、墓としての形成もなく、しかし、四、五人ほどの遺骨がきちんと置かれ、金の簪、輪の貫玉が置かれていたが、そのほかの形式には見るべきものはない。これは何度も葬送を行った墓にはみえない。玉城落城の後に、心ある人が遺骨を拾い集めて安置したもののように見える。したがって、次男系統の墓と思われる、と判断している。

次に、玉城城の落城の時期と、次男系統の系祖との関係について、「由来記」では、次のように検討を加えている。

次男系統と判断された墓から出た男性用簪は一つであり、玉城王即位元年の延祐元年（一三一四）から西威王（玉城

王の世子) 薨去の至正九年(一三四九)までの年数はわずかに三六年である。したがって、玉城落城は次男系統の系祖の代と思われる、と判断している。また、この判断を踏まえて、「由来記」では、玉城城の城主について、玉城城は、初めは玉城王が玉城按司であるときの居城であり、その後はその後継者である次男按司の居城となり、その次男按司のときに落城した、と判断しているのである。したがって、その墓から出た男性用簪は、次男按司が身に着けていたものと判断されているようである。

(6) 玉城城の落城について

これに続いて、「由来記」では「附ル」として、玉城城落城について、玉城城は南山によって滅ぼされたという伝承を踏まえて、次のように記述している。

島尻郡(今の高嶺間切)の世主の高嶺按司は、玉城王の時代の延祐年間(一三一四〜一三二〇)から王府に反抗し、近辺の諸按司を率い領して、自ら南山王大里と称し、大いに勢力をふるった。この頃、東方地域の按司たちはいまだ大里按司には従わなかつたので、大里按司は使いを遣わして玉城按司を説得した。これに対して玉城按司がどう答えたのか、大里按司は大いに怒り、自分に従っている按司たちとともに兵を率いて攻め込んできた。玉城按司も兵を率いて城を出て応戦したが、敗れて城に引き返し門を堅く閉ざして守りを固めた。南山の兵が追ってきて城を攻めたが、玉城按司は臣下とともに防戦したので、数日たつても大里按司は勝てなかつた。

大里按司は城中に用水が不足していることを知っていたので、兵に水道を守らせ、城内の用水が尽きて自滅するのを待った。しかし、玉城按司もそのことを知っていたので、内門の外の高い所で、白米を用いて、馬を沐浴させているように見せかけた。それを見た大里按司は、城内に水が豊富にあると思い、兵を率いて引き上げようとした。

すると、だれかが大里按司に、城内の貯水はすでに尽きている、彼が馬を浴しているのは水ではなく白米だから、兵

は帰さないようにと忠告した。大里按司はこの忠告に従い、数日間、城を包囲して立ち去らなかったので、ついに城内の水が尽きて君臣ともに滅亡したという。

以上のような玉城落城に関する伝承を記したあと、今でもそのときの戦争で落城した痕跡を見ることができるとかのように記されている。すなわち、城中には散骨が多い。前代の掃除に際して、高見台の側の石垣の中に多数の遺骨が積み上げられている。地中から拾いあげて厨子甕に納めて囲岩の上に置かれているものもある。御玉精という御嶽の中に安置されている遺骨も多い。咸豊年間（一八五一〜一八六一）に、内門の外の登り道の側に地中から拾い集めて置かれているものもあり、じつに戦争滅亡の跡と見える。このように「由来記」には、その作成当時の玉城城跡の状況が記されている。

次に、玉城落城時の玉城按司について、「由来記」は、「玉城按司ハ人傑なり」として、次のように記している。ちなみに、ここでいう玉城落城時の玉城按司とは、次男系統の系祖つまり初代玉城按司（玉城王）を継承した二代目次男の玉城按司のことである。

「由来記」では、玉城落城の時期について、玉城王の次の西威王の時代の出来事と推測したうえで、落城時の城主であった次男玉城按司について、勢いある南山に従わないのは忠義であり、大勢を恐れずに城を出て戦うのは英であり、敵の計略を察するは智であり、白米で馬を沐浴させているように敵に見せるのは才であり、死に至るまで志操が変わらないのは節であり、臣下が領主とともに死ぬのは人君としての徳があるからであると評価したうえで、玉城按司を「忠義才徳の人なり」と讃え、「如此して生を全ふすること不能ハ乱世強暴ニ逢るか故なり」と弁護している。

三 麻姓系祖普蔚公先元祖由来

「由来記」では、以上のように、玉城王と玉城城に関する伝承や状況が整理され、準備が整えられたあと、「麻姓系祖普蔚公先元祖由来」という表題のもと、麻姓の系祖普蔚およびその祖先に関する記述が行われている。つまり、麻姓系祖普蔚より上の代の先祖に関する記述が始められるのである。

(1) 麻氏大宗の系祖大城按司より上の先祖に関する古老の伝承

まず、「由来記」では、「古老の伝」として、「麻氏大宗大城按司普蔚公系祖大城按司ハ玉城世の主玉城按司の御長子也、且右世按司ハ玉城王也」と、以下で検討すべき結論が最初に示されている。すなわち、麻氏大宗大城按司普蔚公から遡った系祖大城按司は、玉城世主玉城按司の長男であり、その玉城按司とは玉城王のことであると記しているのである。ここでいう麻氏大宗大城按司普蔚公とは麻氏大宗の初代大城按司真武のことである。つまり、「由来記」は、古老の伝承として、麻氏大宗の系祖である真武からさらに系譜を遡っていくと、その系祖大城按司に到達し、その系祖大城按司が英祖王統四代目玉城王の長男であると記しているのである。一般に流布している『王代記』によれば、玉城王の後継者はその「玉城王第一の御子」である西威王とされているのであるが、それにもかかわらず、「由来記」では、麻氏大宗の初代真武からさらに遡って到達する系祖大城按司が玉城王の長男であるという古老の伝承が存在するというのである。この一見矛盾するように見える『王代記』の内容と「古老の伝」をどのように矛盾なく説明できるのかが、以下の「由来記」の記述の焦点になる。

しかし、その前に、玉城王の長男がなぜ大城按司となったのかという点に関して、「由来記」には次のように記されている。すなわち、その系祖大城按司の妻が大城大屋子の娘であるという。その系祖大城按司は玉城王の長男であるの

で、本来ならば玉城按司になるはずである。にもかかわらず、彼がなぜ大城按司と称されるようになったのかといえば、大城按司がまだ若按司のころ、たびたび大城村に出かけた。百姓たちは、その若按司が「恭敬にして仁愛の御心」をもっていることを知り、大城の主にしたいと願った。若按司の父親つまり玉城王がそれを許したので、大城の百姓たちは大いに喜び、大城森の頂に城を築いて若按司を迎え、大城世主大城按司として奉ったという伝承が「由来記」には記されている。

(2) 稲福村の成立について

稲福村は、麻氏代々の墓所の所在地であり、麻氏門中の祖先が由来する重要な地であるが、その稲福村の成立に関して、「由来記」には、次のように記されている。

按司位に昇った系祖大城按司は、百姓の状況を調べてみると、衣食が不足している者が多いので、百姓たちを指導して田畑を開墾し、五穀を植えさせた。その後、しだいに衣食が足りるようになり、三年後には貯えもでき、飢寒の心配も無くなった。続いて、五倫道徳も広まり美風が生まれた。また、大城按司は日ごろ儉約に努めたので、百姓たちもそれに感化され、質朴にして、お互いに争うこともなく親睦和合して村が家族のように治まった。やがて大城按司の徳を慕って多くの人々が移住してきたので大村となった。そこで、新たに土地を選んで住ませたところ、そこも村となり、これが稲福村となったと記されている。

さらにそれに続いて、その後、代々の按司も先祖伝来の制度を守り、百姓を慈愛し、儉約を行ったので、家財も豊かになった。このようにして代々伝わって麻氏大宗の初代普爵に至ったのであると「由来記」は伝えている。

また、「由来記」には、この稲福村の成立に関連して、「附」として、次の記述がみられる。すなわち、第一に、大城城内の御嶽は「牙浪森」と名づけられているが、それは「玉城牙浪森」に由来する名称であること、第二に、大城稲福

は、もともとは玉城郡内にあつたが、大城落城後に大里按司の領地となつたという記述である。それらの記述は、稲福村が玉城および玉城王に關係するということを傍証するための資料として取り上げられているものと思われる。

(3) 大城の系祖按司が玉城世按司の長男であるという伝承の検討

「由来記」では、次に、「評論」という表題の第一の項目が、「大城の系祖按司ハ玉城世按司の御長子也と言ふの遺説実否相考候へ者」という文章で書き出され、麻氏大宗大城按司普蔚公から遡つた系祖大城按司が玉城世按司の長男であるという古老の伝承が妥当であるかどうかという点について、次のように検討されている。なお、ここではまず、系祖大城按司が玉城世按司の長男であるかどうか主に焦点が当てられ、その玉城世按司が玉城王であるかどうかという点については、その次の主たる検討事項として取り上げられる。

第一に、毎年祭祀ごとに玉城郡内のノロたちが玉城ノロ殿内に参上して神拝みの祭式を行うが、その際、拝み初めは大城ノロが先に行う習わしであり、大城ノロが遅れることがあれば、一同待機し、必ず大城ノロが最初に拝み、その後他のノロたちが拝む。その理由を尋ねると、前述のとおり、大城按司が玉城の長男であるから、ノロの神拝みも先に行うことを古来のしきたりとしている。第二に、玉城村に按司系統の普天間という家系があり、玉城按司の神位を持っているというのであるが、その仔細を尋ねたところ、前述のとおり、玉城城は次男が継承し、その系統の神位である。代々按司系統（「按司はら」と伝承してきたが、途中で系統が絶えた。それゆえ、その家系を、その家に養われていた普天間村出身の者に継がせたので、それ以来、按司系統の普天間（「按司はらの普天間」というようになった。第三に、大城村の古老の話でも、大城世の主の大城按司は玉城世按司の長男、その妻は大城村の人であるという昔からの伝承がある。第四に、麻氏門中の古老の伝承においても、大城の系祖按司は玉城王の長男であると言われている。第五に、麻氏三代目の普都が王命を請けて中国への渡海に際し、玉城牙浪森に参上して立願を行い、帰国して宝玉などを寄

進した。その頃は玉城城落城後一二〇年ほどの時期であり、城内に散骨も多く、現在のような人々の祈願所でもなかったのに、どういう理由で大城牙浪森を差し置いて、玉城牙浪森に参上して祈願を行い、進物を寄進されたのか。他系の旧跡でこのような祈願をされたとは思われない。したがって、玉城牙浪森は伝承の通り、玉城王が築いたものであるだろう。第六に、那覇屋良座の牙浪森は大城牙浪森に由来する名称であり、大城牙浪森は玉城牙浪森に由来する名称であるという伝承がある。

以上の六項目を指摘し、それに基づいて、大城の系祖按司が玉城世按司の長男であるかどうかという点に関し、「由来記」では、「大城の系祖按司ハ玉城世主玉城按司の御長子なりと言ふの伝ハ的当与相見得候也」と判断されている。

(4) 玉城世主玉城按司が玉城王であるという伝承の検討

「由来記」では、上述に続く項目が、「右玉城世の主玉城按司ハ玉城王也と言ふ遺説可致的当哉」と書き始められている。つまり、「玉城世主玉城按司」が玉城王であるという伝承が妥当であるのかどうかという点について、「評論」の第二の課題として検討が加えられているのである。すなわち、『王代記』によれば、西威王が「玉城王第一の御子」と記されている。西威王が玉城王の長男であるということになれば、大城の系祖の父親は玉城王ではないということになるが、これをどう考えるべきだろうかと疑問を呈した後、次のように検討していく。

第一の疑問点は、西威王が玉城王の長男ということになれば、西威王の系統にとつて、玉城世主玉城按司の系統の墓、すなわち西威王の系統が玉城系祖の墓として拜んできた場所がなければならぬが、玉城系祖の墓と同定できる墓はないという点である。第二の疑問点は、「生子」といえば古来、夫人の子や妾の子があり、また、時には継夫人が立てられることもある。かつ、王位に就けば、妃と夫人の区別があり、継妃が立てられることもある。夫人の子が先に生まれ、妃の子が後に生まれた場合には、妃の子が太子として取立てられる例もある。長男であっても継母継妃の寵愛を失い、

または讒言にあつて別家とされる場合もある。その他、事情は多様にあつてきりがない。また、『王代記』の内容も定まっておらず、俗文で書かれた『王代記』では、西威王が「玉城王第一の御子」と記されているが、漢文表記の『国王世統総図』には、大成王は太子の名号並びに出生順は記されていない。英慈王は「大成王の御次男」、玉城王は「英慈王の御四男」と詳しく記されているが、西威王については大子の名号も出生順も記されてなく、ただ、誕生日、即位日、薨去日だけが記されている。どういうわけで出生順が記され、あるいは記されていないのかを推察してみると、尚質王、尚貞王の代（一七世紀後半期の系図制度が確立されていく時期）から三五〇年以上前のことであり、確実な記録があるものについてはそのとおり詳しく記すが、不明確で確認できないことについては記載しないという方針により上述のようになつたと思われる。俗文で記されている『王代記』の内容についても疑問点がある。つまり、同書には、大成王は英祖王の「御大子」、西威王は玉城王の「第一の御子」、また、西威王の「御長子」は「御大子」と記されている。このように書き方を変えている。これを考察するに、長男で大子に取り立てられた場合は「御大子」と記し、長男でなく大子に取り立てられた場合には王統継承者として「第一の御子」と記しているようにも見える。この観点から『王代記』を見てみると、尚円王以降は出生順が明確に記されている。舜天王から尚徳王までは、ある場合は「御大子」、またある場合は「第一の御子」と記され、出生順が記されている場合もあり、記されていないものもある。これは前代のことと確認できないのでそのようになっていように見える。したがって、「第一の御子」と記されているからといって長男と受け取るべきではないという点である。第三の疑問点は、玉城王の即位した後、他人に継承させたという記録や伝承はまったく見聞されないという点である。第四の疑問点は、門中古老の伝承には、大城の系祖按司は玉城王の長男であるという言い伝えがあるという点である。第五の疑問点は、大城の系祖按司は、玉城次男系統の系祖按司の長男ではないのかという点について吟味してみると、そうだとすれば、すべての由来に齟齬をきたし、かつ世代も一代下がる。そうなれば、大城の系祖按司は鮫川大主と同世代となり婿にはならない。また、尚思紹王は子の世代となり孫世代

とはならない。かつ、一代下がると大城三代の年数も合わなくなる。年齢的に見ても大城の系祖按司の年齢と玉城次男系統の系祖按司の年齢は同輩であり、長男とは考えられないという点である。第六の疑問点は、西威王は玉城王三三歳の時の子であると思われるが、果たして西威王が玉城王の最初の子であろうかという点である。第七の疑問点は、天孫氏の時代は、間切の按司は一人ずつ取り立てられ、その子どもたちはみんな按司と称するが、城を構えることはできず、同居したり別家したりしたが、大城の場合には間切内に別に築城を命ぜられ、「大城世主大城按司」と奉られたのは王命がなければできないことであり、長男であつたためにそのような厚遇の通達があつたように思われる点である。第八の疑問点は、大城城の普請についての童歌にも、「我王のし前あけて大君前あけて」と謡われ、「玉城按司そへにあけ」という言葉はないという点である。

以上の疑問点を列挙した上で、「由来記」は、結論として、「伏して惟るに、大城の系祖按司并玉城の御次男按司ハ遺説之通玉城王玉城々御在城の比の御子、西威王者王統被継候以後御妃或者継御妃の御子と見るなり」と記している。つまり、大城の系祖按司ならびに玉城の次男按司は、伝承の通り、玉城王が玉城城に在城の時期の子であり、西威王は玉城王が即位した後生まれた子であると判断しているのである。この判断によって、西威王が玉城王の「第一の御子」であると記されている『王代記』の内容と大城の系祖按司が玉城王の長男であるという伝承との間の齟齬が、少なくとも表面上は解消されたことになる。

(5) 大城の系祖按司と尚氏王統との関係について

「由来記」では、次に、「評論」の第三の課題として、大城の系祖按司と第一尚氏王統との関連性について、次のような伝承を記している。第一尚氏王統は、一四〇六年に成立した王統であるが、その初代王尚思紹は、伊平屋島出身の鮫川大主の子とされている。その鮫川と大城の系祖按司との関係に関する伝承である。「由来記」には次のように記され

ている。

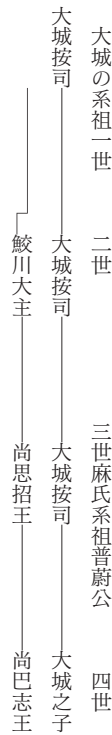
伝承によると、大城按司の娘の一人がまだ結婚していなかったが、ある夜、良い婿を得るといふ夢をみた。不審に思ったが、翌日、野原に遊びに行つて道の傍らで休んでいると、一人の男性が魚を担いでやつてきた。ふとその男性を見ると、その相貌が夢に出た男性と同じなのでますます不審に思い、どこの人か、誰の子か、妻子がいるのかと尋ねると、その男性は、もとは伊平屋島出身の鮫川という者であり、父母妻子はいない、現在、難を逃れて佐敷場天の近くに住み、いまだ本業がないので漁をしており、魚を売るために村々に行つていふことであつた。按司がその人を窺い見ると、「性質醇厚言語容貌常人ならず」と感じ、誘つて城に連れ帰り、さらに穿鑿して、ついに娘との縁談の話を持ち出した。鮫川が言うには、尊命に従わないわけではないけれども、自分は貧賤の者であり、大城按司の婿になる理由がない、ご勘弁願いたいという。それに対して大城按司は、自分が婿を選ぶのに貴賤貧富ではなく、賢い者を求めるだけである、あなたは将来繁栄するので、決して辞退しないようにと申されたので、ついに、鮫川は婚礼を承諾し、男が誕生した。長男は成長して苗代大比屋という。その後、有徳であるとして佐敷の百姓たちの推戴を得て佐敷按司となり、さらにその後王位に就くことになる。これが尚思紹王である。この伝承は遺老伝にも載つていと記している。

以上の伝承を記した後、「由来記」は、「但」として、「此の大城按司ハ大城表の代数又ハ年歳の頃合、且尚思紹王の御歳比等を以引当致推察候へ者、大城の系祖按司と見へるなり」と記している。つまり、上述の伝承に登場する大城按司というのは、大城系統の代数や思紹王の年齢等から推察すると、大城の系祖按司のことであるというわけである。

(6) 大城の系祖按司の年代および佐敷按司との関係性の検討

次に、「由来記」は、『王代記』からの写しを掲載しているが、それは、大城の系祖按司がどの時代の人なのかを考察し、また、それにまつわる伝承を歴代王統と比較検討するためであるとしている。そして、大城の系統は歴代王統の貴

図一 大城按司系統図（由来記）



族であることは間違いないけれども、大城の系祖按司は舜天王統の時代の人なのか、それとも英祖王統や察度王統の時代の人なのか、また、大城の系祖按司は伝承のとおり玉城王の子なのだろうかという点について、証拠を挙げながら、次のように「評論」するとしている。その内容は次のとおりである。

第一の、大城の系祖按司は玉城世主玉城按司の長男、かつその玉城按司は玉城王であるという伝承について、証拠をあげながら考察すると、事実に近いということはずに記したとおりである。

第二の点については、古老の伝承として、鮫川大主は大城按司の婿であり、その長男が成長して苗代大比屋になり、有徳だったので佐敷の百姓たちに推戴されて佐敷按司となった。しかし、そのころ国が乱れて三山にわかれ、兵乱が絶えず、民衆は塗炭の苦しみをうけた。思いもかけず佐敷按司にとって外戚の従兄弟にあたる大城按司は島添大里按司に滅ぼされた。佐敷按司の長子の巴志は英明にして神武の才を備えていたので、彼に、父親の兵権を握って乱賊を倒し、百姓の苦しみを救え、大里を征伐して我が怨念を晴らせと命じた。巴志は父親の命をうけ、按司となり、数年後に義兵を起こして、大里を討ち、仇をとったと伝えられている。『王代記』の「遺老伝」によると、尚思紹王の父親は鮫川大主、母親は大城按司の娘である、巴志はその子であるという（図四参照）。また、「遺老伝」によると、大里按司が臣下と相談しながら、今では按司たちを恐れることはないが、ただ佐敷按司の巴志は英明神武の才を備えており、先年、彼の叔父大城按司を滅ぼしたので関係が悪い、もし彼が攻め込んできたらどうしよう、ということばが終わらないうちに、

佐敷按司が兵を引きいてきて城を包囲したので、大里按司はすべなく降伏したと記されている。また、『琉球国志略』によると、大里按司が貪欲に大城按司を滅ぼしたが、大城の家臣で普嘉真という者が、夫人と長男を儀間村に数年かくまい、民衆をまとめ、鮫川按司と兵を併せて大里を討つたと記されている。「由来記」にも、大城の子は尚巴志王の恩を蒙り、それ以来奉公するようになったと伝えられている。以上のように資料を列記した後で、「彼是を以相考候得者、佐敷大城御縁引之段ハ疑なし」と記している。すなわち、いろいろの資料を併せて考えると、佐敷按司と大城按司との関係性は疑う余地がないと判断しているのである。

(7) 大城佐敷御間柄の見様

「由来記」には、上述に続いて、「大城佐敷御間柄の見様」と題して、図一のような系統図が示され、「大城ハ普蔚公迄三代と見ル」と補足されている。この図について、「由来記」では、次の説明が加えられている。すなわち、麻氏系祖普蔚公は、尚思紹王にとっては外戚の従兄弟にあたり、かつ、尚巴志王の従叔父にあたる。そして、この関係は伝承および「遺老伝」の内容と一致するという。

(8) 普蔚以上の祖先の生年月日の検討

次に、「由来記」では、麻氏の系祖普蔚から上の祖先の生年を明らかにしようとする。すなわち、「由来記」によると、系祖普蔚から上の祖先については生年が伝えられてなく、ただ、系祖普蔚について、墓の碑文記に「察度武寧王の人也」と記されているだけであるという。そこで、尚思紹王の即位・薨去の年、および尚巴志王の生年を利用して、系祖普蔚から上の祖先の生年を検討してみようというのである。その検討は次のように行われている。

① 『王代記』によると、尚思紹王は永楽四（一四〇六）年即位、同一九（二四二一）年薨去、在位十六年、尚巴志

王は洪武五（一三七二）年誕生。

② 尚巴志は、佐敷の「由来記」をみると、尚思紹王が早く生んだ子と思われるので、父親十七歳の子と見ると、尚思紹王は至正十六（一三五六）年の誕生となる。

③ 大城の系祖按司は玉城王の一七、八歳の子と見えるので、大城の系祖按司は至大三（一三一〇）～四（一三一）年の誕生となる。

④ この大城の系祖按司の誕生年（至大三（一三一〇）～四（一三一）年）から尚思紹王の誕生年（至正一六（一三五六）年）までは四五～四六年となる。したがって、尚思紹王は大城の系祖按司の孫分にあたり、かつ、大城の系祖按司は玉城王の長男分となり、伝承内容と一致する。

⑤ 大城の系祖按司は至大三（一三二〇）～四（一三二一）年の生まれなので、それから一一～一二年目は至治三（一三三三）～泰定元（一三三四）年となり、大城の系祖按司が大城城に御殿を営んだのは泰定の初めということになる。

⑥ 泰定元（一三三四）年から察度王の末・洪武二八（一三九五）年までは七二年であり、大城の系祖按司の誕生年からは八五～八六年となり、大城家系の三代の期間に相当する。

⑦ 大城落城のとき巴志は二〇歳のころと見える。尚思紹王即位のとき巴志は三六歳、したがって、巴志が大里按司を征伐したのは三〇歳弱ということになる。

⑧ 大成王は英祖王が一九歳の時の子である。西威王の長男は西威王が一八歳の時の子である。尚思達王は尚忠王が一九歳の時の子である。尚純王は尚貞王が十六歳の時の子である。尚成王は尚温王が一七歳の時の子である。当時は一七～一八歳で子を出生する者が多くいたので、大城の系祖按司が玉城王一七～一八歳の子とみても不当ではない。

以上のように考察した後で、次のように判断されている。すなわち、大城の系祖按司は英祖王の時代の貴族であり、

玉城王の子であると考えられるし、伝承とも符合する。したがって、追孝の拝みは伝えられてきているとおりに拝んでよいと判断されている。さらにこれに加えて次の文を記している。「王代記に英祖王ハ天孫氏の後裔と明白ニ相見得候付而者、大城以上の元祖を尋ねる時者麻氏ハ英祖王の子孫、天孫氏の支流たることや疑なし、他に迷事ある時ハ大に誤る也」、つまり、『王代記』には、英祖王が天孫氏の後裔と明記されているので、大城の系祖からさらに上の祖先を辿っていけば、麻氏は、英祖王の子孫であり、天孫氏の支流であることは疑いないというのである。ここに至って、麻氏の遠祖は琉球の祖先系譜の源流ともいえるべき天孫氏に到達すると判断されているのである。

第四章 考察

「玉城大城由来記」が作成された一九世紀の琉球・沖縄の社会状況として、第一に、西洋の船舶および西洋人が頻繁に訪れるようになっていたという点、第二に、琉球王府の政治体制が消滅し、日本社会の一部として組み入れられるという事態が進行していたという点、そして第三には、自然災害や疫病の流行が琉球各地に頻繁に生じ、人々の生存そのものが脅かされるといいう状況にあったという点を指摘した。そのような社会状況の中、とくに沖縄の人々にとって深刻だったのは、琉球人としてのアイデンティティの動揺であったが、とりわけ士族層にとっては、琉球王府の支配階層としての士族アイデンティティの崩壊は深刻であったと思われる。

本稿で取り上げる麻氏門中の場合は、王府公認の麻氏門中の系図に記されている始祖の系譜をさらに上代へと辿り、琉球の神話的始祖である天孫氏へと繋ぎとめることによって、自分たちの門中のアイデンティティをより確固たるものとし、それによって自分たち自身のアイデンティティを再構築しているようにみえる。

以下、「由来記」の内容の要点を再度整理しながら検討を加えていく。「序」では、「由来記」作成の動機ついて、麻

図二 麻氏系図



氏初代大城按司普蔚から上の祖先について、現時点では確かな伝承や証拠が存在するけれども、いずれ散逸し、失われる可能性があり、そうなれば将来的に祖先祭祀に支障をきたすので、そうなる前にまとめておく」と記されている。そして、麻氏初代大城按司普蔚の上の代の祖先として大城世主大城按司、さらにその上の先祖として玉城世主玉城按司が示されている。玉城世主玉城按司とは英祖王統の第四代目玉城王である。つまり、麻氏初代大城按司普蔚の系譜が、大城世主大城按司を媒介として玉城王へと辿られようとしている。しかし、最終的には、玉城王からさらに『王代記』を紹介して、天孫氏にまで遡及されていくことになる。

なお、麻氏の公認の系図では、初代大城按司真武（普蔚）は生没年ともに記載されておらず、二代目真宗については、生年のみ記載され没年は記載されていない（図二参照）。これに関連して、この「由来記」を解説した田名真之は、この麻氏の初代真武と二代目真宗は伝承に彩られた人物であり、初代真武については、確かに大城城主としての大城按司はいただろうが、それが「真武」なのではなく、何人かの大城按司を「真武」に収斂させたものであり、二代目真宗についても、垣花時代の数代の麻氏の祖先を「真宗」に収斂させた結果と見るほうが妥当であろうと述べている³⁰。このような見解は歴史家としてのあくまで歴史的事実に近づこうとする視点に基づいた見解であるかもしれない。しかし、筆者にとって興味深いのは、系図に記されている初代真武および二代目真宗を、それぞれをあくまで一人の実在した人物にとらえ、さらにその上の世代まで系譜を辿ろうとする当事者たちの姿であり、沖縄民俗の思考論理である。

さて、「由来記」には、玉城王および玉城城について、玉城城は、玉城王が玉城按司であった時代に築城された城で、

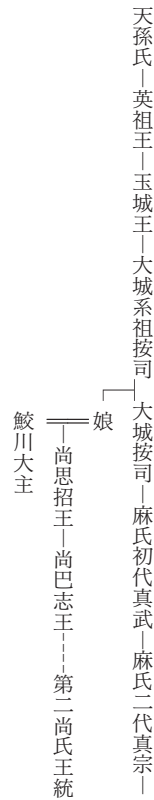
玉城王の長男は大城城に関わり、次男は玉城城に関わった、その次男玉城按司の神位は玉城村の普天間家に祀られている、と記されている。

次に、玉城城内の墓について、城内には和理御墓とその先の墓があり、和理御墓は麻氏門中が拝むべき墓であるが、その先の墓は次男系統の墓であり、麻氏門中は拝むべきでない墓である。和理御墓は、一九世紀後半になって、門中の神役への託宣によって、麻氏門中が拝むべき墓として発見された墓である。また、玉城村の神役も、和理御墓は麻氏が拝むべき墓であるが、その先の墓は次男系統の墓であり、麻氏が拝むべき墓ではないと述べたという。興味深いのは、新しく拝み始める墓の発見（それはつまり新しい祖先の発見であるが）、あるいは、門中で拝むべき墓と拝むべきでない墓の仕分けについて、神役の発言が大きな影響力を持っている点であり、しかも神役への託宣に大きな信頼が寄せられている点である。一九世紀になっても新たな祖先の発見が行われていること自体興味深いことであるが、それが門中全体の出来事として行われているという点も興味深いところである。

また、門中が拝むべき墓と拝むべきでない墓を仕分けするというやり方であるが、これは、自分の祖先と他系の祖先を仕分けして自分の祖先だけを拝まなければならない、もし他系の祖先を拝むと「タチーマジクイ（他系混淆）」となり、それを侵すと、祖先からの「知らせ」が来て多様な災いが生じるといふ、現在の「シジタダシ（筋正し）」の論理と共通するものがあるように思われる。

次に、次男系統のものとの判断された墓について、幹氏宮城の門中が拝んでいる由なので、尋ねてみると、これも一九世紀の前半期に、門中神役への託宣によって新たに発見された祖先であるという。一九世紀の前半期に、幹氏宮城の門中でも全く同じ過程をへて新しい祖先の発見が行われているのである。そうであるならば、この時期、さらに多くの門中で、同様の祖先の発見が行われている可能性があるように思えてくる。明治期には「系図屋」と呼ばれる系図作成の専門家がいて、民間の系図作成の需要に答えていたと言われているが、そのような系図作成ブームと並行して、神役の

図三 麻氏の拡大系統図



主導による祖先の発見も一種のブームとなっていたのかもしれない。

次に、玉城城の築城時期については、説得性には欠けるように思われるが、玉城王が玉城按司の時代に築城されたという伝承は正しいと判断されている。

次に、和理御墓が誰の墓であるのかという点については、玉城系祖按司自身の墓ではなく、天天した子あるいは早死した夫人のための墓であろうと推定している。しかし、そのように推定するとただちに、では玉城系祖按司自身の墓はどこにあるのかという疑問が生じるし、また、麻氏門中が拝むべき墓なのかという疑問も生じる。「由来記」のこの記載はこれ以外の記載内容と齟齬をきたすように思われる。現時点では十分理解できない点である。

次男系統の墓については、これは確かに次男系統の墓であると判断したうえで、玉城城の落城の時期とその経緯について、詳細な伝承を掲載している。この墓は、麻氏門中は拝むべきでない墓であるにもかかわらず、なぜ詳細な記述がなされているのか理解しにくい。おそらく、麻氏門中と近い関係にある系統の出来事であるということ、およびそれに関する伝承を散逸させないためということなのかもしれない。

次に、「古老の伝」として、麻氏大宗大城按司普爵の上の系祖は大城按司であり、その系祖大城按司は玉城王の長男と伝えられているという。以下、この伝承が妥当かどうかを検討される。まず、玉城王の長男がなぜ大城になったのか

を伝承に基づいて説明したあと、城の系祖按司が玉城世按司の長男であるという伝承の検討、続いて玉城世主玉城按司が玉城王であるという伝承の検討が行われる。検討の結果、いずれも妥当であるという結論が導かれるのであるが、興味深い点は、伝承の妥当性を判断するさいに、判断材料として伝承が多く採用されている点である。すべてがそうであるわけではないが、多分に伝承の妥当性を伝承で判断するという構図になっている。伝承が妥当であるという結論を前提として、それに見合う判断材料が採用されているように思われる。

次に、「由来記」は、麻氏の系譜を玉城王に辿ることによって英祖王統と系譜関係を結ぶだけでなく、大城の系祖按司と鮫川大主との系譜を結ぶことにより、第一尚氏王統とも系譜関係を結んでいる。つまり、大城の系祖按司の娘婿が鮫川大主であり、その子が第一尚氏王統の始祖尚思紹王であるというのである。

そして次に、麻氏初代普蔚の上の祖先の年代推定を行うことによって、麻氏初代普蔚の二代上が大城の系祖按司であり、その父親が玉城王であり、それをさらに上に辿ると英祖王、さらには琉球における系譜の源流である天孫氏に至る。また、大城の系祖按司の娘婿が鮫川大主であり、その子が尚思招王、さらにその下が尚巴志王と位置付けら、さらに下ると、第二尚氏王統に至る。これを図に表わすと図三のとおりである。

「由来記」では、このように自己の系譜をより大きな歴史的人物や神話的人物に辿ることによって自己のアイデンティティをより確固たるものにしようとしているようにみえる。そしてそのような動向は、本稿で取り上げた近世末期だけの特殊現象ではなく、現在もさまざまな問題を抱えながらも行われ続けているシジタダシ（筋正し）に通じるものがあるように思われる。

結

本稿では、旧首里士族である麻氏の宗家に伝えられている「玉城大城由来記」の分析を通して、一九世紀後半期の琉球士族社会において、新たな祖先の発見が、どのような契機で始まり、誰が中心となり、どのような過程をへて行われるのか、その背後にどのような祖先観が見られるのか、また、新たな祖先の発見によって、門中祭祀がどのように変わるのかを具体的に明らかにすることができた。

最後にいくつかの特徴をまとめてみると、第一に、発見の契機として、宗教的職能者が重要な役割を果たしている点である。とくに、門中の神役への祖先からの「知らせ」が重要な契機になっていることが明らかになった。第二に、一九世紀の当時も、新たな祖先の発見によって行われていることは、祖先との系譜関係を正しい方向へ修正すること、あるいはより遠い祖先、より大きな祖先へと辿りつくことである。第三に、そのような新たな祖先の発見の動機について、それを行わずに放置しておけば、やがて祖先からの「知らせ」として門中成員に何かしら災いが生じるといふ、災因観も存在するように思われる。それがあから、門中神役の言動に門中成員が敏感に反応し、門中全体の問題として対処されるのである。第四には、本稿で分析の対象にした麻氏の系譜が、王府公認の系図に記載されている範囲を超えて拡大されているという点である。具体的には、麻氏の始祖の系譜がそのさらに上の系統の始祖へと辿られ、さらに『王代記』を利用しながら、その上の英祖王統へと辿られ、そしてついには琉球の神話の始祖である天孫氏へと系譜が辿られて、そして、もう一方では、鮫川大主との姻戚関係を辿ることによって、第一尚氏王統との系譜関係にも言及されている。一九世紀の琉球社会で、系図が士族の身分を保障する絶対的の制度物としての役割を終えようとしている時、士族層におけるこの系譜の拡張は何を物語っているのだろうか。おそらく、士族の身分を保障しアイデンティティを確固たるものとして支えていた系図がその威力を弱めてきているがゆえに、むしろ士族の側は、自分たちの系譜のネットを広げ、

より大きな歴史的人物へと辿り、系譜を結ぶことによって、琉球社会に根をはり、自己のアイデンティティをより確固たるものとして確保しようとしているかのようである。

- (1) 田名真之編『時代を拓く儀間真常』、那覇出版社、一九九四年。
- (2) 上掲書。
- (3) 上掲書。

参考資料

- 安達義弘『沖繩の祖先崇拜と自己アイデンティティ』、九州大学出版会、二〇〇一年。
- 沖繩百科事典刊行事務局編『沖繩大百科事典』上・中・下・別巻、沖繩タイムス社、一九八三年。
- 嘉手納宗徳『球陽外巻 遺老説傳』（沖繩文化史料集成6）、角川書店、一九七八年。
- 多和田真助『門中風土記』、沖繩タイムス社、一九八七年。
- 琉球新報社編『新琉球史―近代・現代編―』、琉球新報社、一九九二年。